

JIS改正説明会 質問一覧:A5308

No.	質問内容	回答
1	流動化コンクリートのJIS表示が非常に解りづらいので明確な解答を得たい。 流動化配合修正し出荷し現場にて流動化剤添加前のベースコンクリートで管理すればJISマーク有り(受領書)その後流動化コンクリートとした場合JISマーク消去するが納入書と受領書で整合しない。	JIS A 5308に規定されているのは、流動化コンクリートのベースコンクリートのみです。コンクリートの流動化は、購入者の責任で実施します、生産者が保証するのはベースコンクリートまでですから、納入書にはベースコンクリートとしてJISマークを付すことができます。
2	舗装コンクリートの需要が少なく製造しているメーカーも少ない、将来廃止かあるいは内容検討される予定はあるのか？	舗装コンクリートは適用範囲の拡大に注力していますので、その区分を廃止する予定はありません。
3	検査するバッチの容積を容積割増係数で対応する場合社内規格の割増係数と異なる判定基準となるが、どのように規定するのか。 また不適合でも割増しが大きいため、伝票の訂正等の処置が必要なくなる為に、不適合でもそのままの出荷となるが、記録としてどのように残すのか。	ご質問のように説明はしておりません。検査するバッチは、割増し係数を大きくするなどの対応が必要です。
4	8.1.1 材料貯蔵設備 b)最大出荷量の一日分以上 ここでいう”最大出荷量”の考えを示してほしい。過去に生コン工場で出荷した実績を考慮した量と考えると、新設した生コン工場は実績がないため何を最大出荷量と考えるのかを示してほしい。	新設工場であってもJISの認証には、生産実績が6ヶ月必要となりますので、この間の最大出荷量を考慮することになります。
5	貯蔵設備で日常管理ができない範囲」の具体例はどの程度の管理を規定しているか。または、逆に「日常管理ができない」とみなされる事例とは？	骨材置場が工場の敷地外にある場合、担当者の不在が常態化し、入荷の都度の社内規格に規定した検査などが実施されていないことなどが挙げられます。
6	P9,10のミキサの要求性能の注a) スランプ $8\pm 3\text{cm}$ とあるが、 $8\pm 2.5\text{cm}$ では？	
7	JIS A 5308.2)8.1.3 ミキサ ミキサの要求性能により、粗骨材最大寸法20mm又は25mm、スランプ $8\pm 3.0\text{cm}$ 、空気量 $4.5\pm 1.5\%$ 。呼び強度24に相当するものを用いると記載されていますが、スランプの許容差が $\pm 2.5\text{cm}$ ではなく 3.0cm と記載される理由を教えてください。	JIS A 8603-2の規定を引用しており、スランプは $8\pm 3\text{cm}$ です。スランプの許容差がJIS A 5308の表2と異なる理由は、ミキサの規格をISOと整合させたためと考えられます。
8	JIS A 5308のミキサについて旧式はそのまま使用出来るとあるが、規格はJIS 5308の文章にするのか。(設備と規格が合わないのでは)？	
9	8.1.3ミキサについて、表-5及び表-6の全項目で一字一句を社内規格に規格文として記載しておかなければならないか。又、()つまり旧版の用語のみの記載でよいのか。それとも併記すればよいのか。	社内規格は、現在は従来のもでも構いませんが、再認証を受審するまでには、新しい用語に書き換える必要があります。
10	ミキサ 24-8-20(25)で行っていない場合さかのぼって技術資料までやらないといけないのか？ →1回/年のみでOKか？	既存のミキサについては、遡って実施する必要はありません。
11	性能試験に用いられる配合は必ず 呼び強度24 でなければならないのでしょうか。自工場の代表的配合ではダメなのですか？	表6に示された配合は、ミキサ製造メーカーが行うべき内容です。
12	②JIS A 8603ミキサ(表-6)の要求性能 定格容量1/2の時は、偏差率の規定はないのでしょうか。又、試験を行わなくてもよいのでしょうか？	表5及び表6は、A8603:1994に基づくミキサを従来どおり使用可能とするために追加したものであります。これらはミキサ製造メーカーに対する要求事項となります。
13	ミキサの要求性能 表.6の性能 確認試験は練混ぜ量は定格容量と1/2の場合2つの容量で確認するのですか？ ※定格(2.25m ³)のミキサの場合)	表6に記載のとおりです。これらはミキサ製造メーカーが行うべき内容です。
14	8.1.3 ミキサa),b) ここでいう a)と b)の考えを示してほしい。 a)は”生コン工場にミキサを使用する段階で確認すべき性能要求”であり、b)は”生コン工場に設置しているミキサの性能要求”のことと考えて良いのかを示してほしい。	a)は生コン工場に設置すべきミキサの要求性能を示しております。 b)は、生コン工場に設置したミキサの性能について規定しています。
15	ミキサは固定ミキサとし、JIS A 8603-2に適合するか、「又は」表5、及び表6に適合するものとする。 「又は」ということは、表5及び表6に適合していれば良いということですね？	ご質問のとおりです。現時点では、JIS A 8603-2に基づいて製造されたミキサはありません。

No.	質問内容	回答
16	JIS A 5308 新旧対比表(テキスト57ページ) 8.1.3 ミキサ JIS A 8603-2に適合していない場合、「表5及び表6」に適合するものとなっているが、その後の文章で表5の定格容量に適合しない場合、表6の性能を確認するとなっている。 Q: JIS A 8603-2に適合しない場合で表5に適合する場合、表5のみの確認で良いのでしょうか。それとも「表5、表6」の確認が必要なのでしょうか。	表6にも適合したミキサを設置する必要があります。 今回の改正ではJIS A 8603-2への適合を要求していますが、現状は旧版に適合したミキサしか国内にはありません。 表5は旧版のJIS A 8603に規定されていた内容であり、従来通りの解釈が適用できるよう配慮しました。したがって、ミキサの性能証明を要求された場合は、従来どおりミキサ製造メーカーによる練混ぜ性能証明書が活用できます。 表6の試験用コンクリートは、ミキサの製造メーカーがミキサの性能を確認する際に用いるコンクリートです。
17	8.1.3ミキサ 「表5及び表6に適合するものとする」と記されている。これは両表を満足しなければならない意味に解されるが、その後「なお、定格……」とある。矛盾した書き方ではないだろうか。表5に適合する場合は表6に示される事項の確認は必要でしょうか。	
18	8.1.3ミキサ 本文に「定格容量が適合しないミキサは表6の性能に適合することが確認されたものを用いる」とありますが、表5は適合しなくても良いということでしょうか？ 表6の再起動性能の欄に「試験用コンクリート……」とありますが試験用とは何の試験なのでしょう。また、試験以外であれば再起動できなくても良いのでしょうか。	
19	「ミキサの種類及び定格容量」に該当するタイプのミキサであれば、改めて要求性能を確認するためにメーカーから同タイプの性能証明書または自社で性能を確認する試験は必要ない、と解釈してよろしいでしょうか	
20	表6 ミキサの要求性能を確認する為のコンクリートの配合については、呼び強度24 スランプ8cm精度の配合となっているが、高強度コン、フロー管理の要求性能も満足すると考えて良いのか？高強度領域のフロー管理の配合についても確認は必要ないのか？(本テキストP9～10、P95に記載)	表6はミキサの基本性能の確認に用いる配合であり、JIS A 8603-2に規定されています。設備の管理、練混ぜ時間練混ぜ量の決定は別の要求となります。
21	JIS認証工場で行う、ミキサの練り混ぜ性能試験に於ける配合も同程度のもののみで確認していれば良いと考えて良いのか？	結構です。
22	空気量調整剤の動荷重検査はAE剤と同じように実施するのか？計量印字記録の取扱はどうするのか？	空気量調整剤を別添加する場合は、動荷重検査や印字記録は、混和剤と同様に扱うことになります。
23	運搬時間の考え方で「現場での打設に時間がかかり後続車が現場手前で待機させられ前車が終了後、現場に呼ばれて着いた時間を記入する様に要求されます。」このことについての明確な説明がなかったと思います。現場の要求には疑問がありますがどの着時間が良いのですか？(待機場所に着いた時間ではいけませんか？)	JIS A 5308では、製造開始から荷卸し地点(待機場所)に到着するまでの間を、「運搬時間」と定義しました。購入者にとって不都合となることも予想されますので、この定義に基づいて、購入者と事前に協議をして、トラブルを回避していただければよいと思います。
24	回収骨材5%使用にあたり、骨材の品質確認は何を行うのか又試験頻度は、どうするのか？技術データ確認にあたり室内試験練りでコンクリートの性状を硬化コンについて確認を行えばよいのか。また、配合の種類、n数は、どの程度必要か？	回収骨材の品質として微粒分量を、1か月に1回以上の頻度で確認する必要があります。 コンクリートの品質確認は必要ありません。
25	回収骨材を使用する場合のバックデータは必要ですか？(工場での)	
26	回収骨材5%混合時で、新骨材が「骨材を混合して使用する場合」例えば、細骨材①、②、③を、別サイロに受け入れ、各計量して使用している時、受入ホッパで①受入時に①+②+③量の5%を添加すると新骨材①の使用割合が減少してしまうが、問題としなくても良いか？	回収骨材使用時、未使用時の全体の計量値が変わらないように調整することが必要です。例示された①、②、③の場合の計量値は、①②③についてそれぞれの混合比率に応じて5%分の計量値を減じ、回収骨材を添加する①を全体量の5%分を加えます。
27	回収骨材の使用について 数種類の骨材(例:細骨材 海砂(粗)、山砂(細)、砕砂など、3種類)を使用している工場の場合、回収骨材は、1種類だけ混合するだけでいいのでしょうか？ それとも全種類に同じ割合で混合しなくてはならないのでしょうか？具体的に説明が欲しいです。 計量記録は、どのように取扱うのでしょうか？(単位量の算出方法)	複数種の骨材を使用している場合は、1種類に添加することになります。各骨材の5%分を混合比率に応じて差し引く必要があります(No.26参照)。
28	①回収骨材の使用について 当社の粗骨材は、4020,2010,1505に分割貯蔵している。しかしコンクリートから回収される粗骨材はその全ての粒度が混合したものになってしまう。その場合も例えば4020に5%以下で混合し使用しても良いのか？	
29	回収骨材20%使用の場合、S1:1000kgの場合 新骨材:800kg:回収骨材200kgとなる。S1:800kg S2:200kg の場合(砂2種類使用) S2を全量200kg回収骨材に置き換えてもよいのか？ 各骨材の20%置換なのか？ 3種混合の場合も想定されるが具体的に数値で示してほしい。	

No.	質問内容	回答
30	パブリックコメントNo.22について 回収骨材を添加する新骨材を混合割合が大きい骨材に限定せず、例えばS ₁ 、S ₂ 、S ₃ と3種類使用しているのであればすべての新骨材に5%を越えない範囲で回収骨材を添加しても良いのではないのでしょうか？ 混合割合が大きい骨材だけに添加してしまうと回収骨材を使用する時としない時で、混合割合を変更する必要があります。サイロ等から骨材が供給されている場合、回収骨材がまざっている砂とまざっていない砂が存在する場合、どの時点で混合割合を変えるか判断出来ないと思われるからです。	新骨材を混合使用している場合の対応は、回収骨材の置換率が5%以下と少量になりますので、計量精度を考慮すると、最も多い骨材に回収骨材を添加して使用するのが合理的と考えます。使用骨材が2種で混合比率に大差ないような場合には、ご指摘のように混合するのもよいと考えられます。
31	・回収骨材の添加についてA方式で引出ベルコン1本、供給ベルコン1本の場合 ターンヘッド部と計量槽投入時の2回しか切り返しがなく最低3回を満たしていない。この設備ではA方式による運用はできるのか。 ・回収骨材の添加でA方式(上乗せ)の場合、どのレベルの上乗せなら運用可能か 例えば、ヤードゲートと回収骨材ゲートを同時に開くとベルコン長さが異なるので必ず新骨材上に上乗せできないし、自動運転では異なる骨材に上乗せされる可能性もある。 切り返しによる混ざりを目的とするなら新骨材上にきっちり上乗せする必要があると思うが、どうでしょうか。	切り返し回数は目安であり、最低回数の規定はありません。 引出しベルコンの開度を調整することや回収骨材用のベルトコンベアの始動のタイミングを遅らせることで、回収骨材を新骨材上に上乗せすることが可能と考えます。
32	回収骨材の産出量はその日毎にちがうので使用にあたり配合表に5%使用をうたい。その後、使用しなかった様に相違する場合があるか？	A方法では、回収骨材を5%以内で使用できますので、回収骨材の在庫が切れることも考慮しています。
33	回収骨材の使用について当工場は使用するとしたらA法になるが、購入者の理解を得るには従来提出している骨材成績書に加えて別途回収骨材(混合された骨材)の精密試験成績書の提出を求められると思われる。従って提出を求められた場合、工場独自で試験を行う等のアカウントビリティの確保が必要ではないかと、考える。 回収骨材を使用しない場合、配合計画書の使用材料欄は従来通りの空欄で良いか？又は無使用か？	回収骨材の源の新骨材がJIS A 5308附属書Aの規定に適合しており、回収骨材自体はこれに該当しません。適切に洗浄し、微粒分量と置換率を管理することを要求することとしました。 配合計画書における”回収骨材の使用方法”の欄は空欄で構いません。
34	回収骨材の使用方法について 細骨材A方法、粗骨材B方法と使い分けても良いのでしょうか？	骨材毎に、A方法とB方法を使い分けても問題ありません。
35	回収骨材の置場はB法の場合、専用の置場は必要でしょうか？	必要です。
36	回収骨材で「購入者から要求があれば納入後に記録を提出しなければならない。」と言うのは、B方法の場合のみですか？	計量記録の提出は、B方法のみです。ただし、A方法の場合には、管理期間内での使用量を開示できるように記録しておくことは必要となります。
37	回収骨材をB方法にて使用する場合 骨材4020を累加計量するときには40mmの骨材として累加計量してよいのか？ 40mm+(4020の回収) 800kg(80%)200kg(20%)	粒度を適切に管理すれば問題ありません。
38	回収骨材をB方法で使用し、かつ置換率を5~10%程度に抑えた場合、計量設備の目量によっては計量誤差3%を外れやすくなるのが想定されますが許容はされませんか？	計量値の許容差である±3%を遵守して、上限を超えないよう管理することが必要です。
39	回収骨材のB方法で計量値の許容差は±3%になりますか？又、計量値が万オーバーした場合、上限20%を超えてしまいますが、よろしいですか？	少量の使用時には、計量器の精度を考慮すると、最後に累加計量するのが合理的と考えます。
40	回収骨材をB方法で使用する場合、納入書に記入する「骨材の単位量から求めた回収骨材置換率」の”単位量”は最終バッチの計量完了後に計算される値と考えるが、そうすると計量値の許容差と考慮すると、20%の設定ができないということでしょうか。	回収骨材置換率が20%を超えないように管理することが必要となります。
41	回収骨材B方法の場合に納入書記載する置換率は配合種別によって単位量を計算して印字と言っていたが種別が①標準配合と②修正標準配合の場合も計量値を取って計算したaを印字するのか配合マスター(示方配合)の数字から置換率をもとめて印字して良いか 納入書、計画書等の変更する猶予期間は？	納入書に記入する単位量は、計量値を用いて算出することが望ましいですが、標準配合、修正標準配合の場合は、示方配合から計算することも可能としました。 購入者からの要求があった場合には、計量記録とこれに基づく単位量を提出しなければなりません。 なお、経過措置期間は6ヶ月間であり、9月19日までとなります。
42	改正案箇条8.5h)の記述では回収骨材専用の運搬設備が必要。プラントへの供給ベルコンを新骨材と回収骨材とで共用する場合、回収骨材専用の貯蔵ビンがあっても、B方式は使えないのでしょうか？	バッチ毎に計量値を管理できれば、B方法を適用することが可能です。
43	当社は建築主体の工場なのでJASS5の仕様により回収骨材使用を理解いただけるか。又理解してもらうには、どのような法があるか？ JASS5により、回収水不可一上澄水使用不可のところかふえているが、上澄水を使用可能とするにはどのような方法があるか？	購入者が発注者に了解を取ることが必要と考えられますので、購入者が説明するための資料、例えばJIS A 5308の解説などを準備すればよいと思います。
44	また、大臣認定の骨材がある場合は、同一工場であっても骨材の種類や岩種が違う場合があると思いますが、その場合でも、同様と考えてよろしいのでしょうか？	JIS A 5308附属書Aに適合し、標準化している骨材であれば、密度に大きな差がなければ使用することができます。
45	・1工場、粗骨材に石灰岩のみを使用した配合と砂岩のみを使用した配合がありそれぞれ出荷している場合、各々のコンクリートから回収した骨材を回収骨材として使用できるのか。	

No.	質問内容	回答
46	環境ラベルの表記で質量となっていますか？ 密度のちがいで、比率がかわってしまうので容積比ではダメですか	質量によることが規定されています。
47	回収骨材のA方法の場合の管理期間とは具体的にどういったことを管理する期間でしょうか。1日のコンクリートの出荷量が100m ³ に満たない場合には100m ³ に達する日数を1管理期間とするとなっていますが、100m ³ の根拠は何ですか。	回収骨材の置換率を管理する期間を指します。100m ³ とした根拠はレディーミクストコンクリートの年間出荷量及び工場の稼働日の平均値から、1日、1工場当たりの出荷量の平均として推計した値です。
48	8.5g)回収骨材の管理期間における管理項目及び管理方法は何か？ 又、A方法5%を確認するのであればどのように担保するのか？	
49	回収骨材を使用しない場合はスランプ、空気量、塩化物工程管理は現行通りの方法で良いのか？	回収骨材の使用の有無にかかわらず、ご指摘の3つの項目は現行どおりで構いません。
50	資料中のグラフ 回収骨材の品質変動が大きいように見えるが、ヴァージン骨材と比較した場合の傾向は？	骨材試験は、サンプリング方法によっても変化しますし、回収骨材の場合は洗浄の度合いも結果に影響を及ぼします。新骨材と回収骨材に物性には大差はなく、また混入量も限定されており、コンクリート品質に影響しないことを実験で確認しております。また、品質の変動は回収方法等によって相違するものと思います。
51	回収骨材を使用する場合配合計画書にA方法、B方法の明記として提出し、回収骨材が不足した場合 AM使用 PM不使用の場合の納入書の記入はその都度変更するようですか。	B方法の場合は、使用の都度記載内容に反映させる必要があります。
52	回収骨材の使用は自社で製造した生コンの戻りコンクリートのみが対象になると聞きました。当社の場合は、建設汚泥の中間処理を行っており、汚泥と戻りコンクリートから同時に回収骨材が発生します。骨材のような場合、今回の改正で対象となる回収骨材には該当しないのでしょうか。 また、自社の製造した生コンの回収骨材である証明も必要になってくるのでしょうか。	規格の8.5a)の規定を逸脱するものは、回収骨材ではありません。
53	ユーザーに対して、もっとアピールできる技術資料が必要なのでは？ 回収水のように強度差が無いなど、ユーザーは強度がすべての風ちようがある。	回収骨材の導入にあたっては、室内試験、実機試験を実施しており、これらのデータは規格票の解説に掲載しておりますので、そちらをご参照下さい。 今後、購入者からの認知を受けるためにも、各工場ができる限り厳密な管理を行い、信頼を得ることによって、回収骨材の置換率の上限を上げることを検討できればよいと考えております。
54	回収骨材を回収するのであれば、戻りコンを有料化してガラとして出した方が、イニシャル・ランニングコスト共に低くおさえられる。スラッジ処理が、なおざりにされて回収骨材での改正は、考えられない。スラッジと同様、認めない発注者、設計、ゼネコンが存在することを改正時に考慮したのか、疑問に思う。又回収骨材の洗浄を新水又は上澄水としているが、回収骨材のシステムを検討していないのではないのか？	環境への配慮のため、回収骨材の洗浄は、清水または回収水と規定しております。上澄水のみには限定していません。
55	出荷(伝票)について重量印字(出荷時)に算出データを記入しないならこのシステムは意味がないので「はいし」するべきと思う。マジメに取りくんでいる工場だと思いますが、、、もっと厳しくした方がJISを守る、品質向上！！悪い工場が減ると思うので今後の議題として取り入れて欲しい。再生骨材の話もあいまいで通じない。	次回の改正時に参考とさせていただきます。
56	プラントの計量器で回収骨材 新材料をそれぞれ50kg・1000kgで混ぜれば2.5%になる。こうして自由に混入%を調整するのはダメですか。	B方法では、適用可能です。 回収骨材置換率は、発生量に併せて使用量が異なることはやむをえませんが、目標値を定めて運用することが必要と考えます。
57	回収骨材の置換率はJIS外品の製造の場合規格で示す置換率より多くしても良いのでしょうか？	JIS外品は今回は対象外です。製品の信頼性や問題を未然に防止する観点からも置換率の上限は遵守することが必要です。
58	回収骨材の管理の必要性については、規定されるということで、今さら云々言っても仕方ないが、適用範囲としては、自社で回収した骨材を直接、受け入れる骨材に混合する場合のみか？ そもそも生コン工場が自社洗浄した骨材をそのまま受入骨材に混合している実績がどれだけあるのか疑問だが、回収骨材を骨材業者に引き取ってもらい、再処理した骨材を受け入れる場合は、受入試験を行っているのか、回収骨材としての管理は不要という認識でよいのか？	自工場で回収し、練混ぜに使用するもののみが対象です。
59	回収骨材の混合比率、混合が現在のプラントで対応出来ると感じていますが、現実には目視ピン、計量ピンを設けて対応出来なければ、本当の品質管理使用とは言えない!!	次回の改正時の参考とさせていただきます。
60	回収骨材をA方法で使用する場合、オープンヤードへ直接ダンプで受入れる場合(グランドホッパを通過しない)ならびに船で受入る場合は適用外となるのか。 回収骨材の定義についてだが、工程管理で不適合となったものを廃棄処分した場合に回収された骨材は適用外となるのか。 管理期間(A方法)について理解し易い表現を求める。	オープンヤードでの新骨材と回収骨材の混合は認められていません。 工場内のミキサ、運搬車に残留したコンクリートですので、回収骨材としての適用が可能です。 管理期間については、平成23年時点のレディーミクストコンクリートの生産量、工場数、平均稼働日数をもとに、1日の平均出荷量を求めた値が100m ³ /日で、この値を管理期間としました(1日に1回は確認することを考えているためです)。

No.	質問内容	回答
61	ホツパ通過による混合の実験について、面積率がどの値を基準にして混合が出来ているかの判定基準を詳しく教えてください。 主な、この試験方法について、何らかの確立されている文献等がありましたら、教えて頂けると幸いです。	面積率は色調の異なる細骨材の分散の程度を判断するために適用しており、判定基準はありません。 画像処理ソフトは、株式会社ライブラリー社のコスモスを使用しました。
62	回収骨材A法(5%未満)の場合、混合方法は重量又は容積混合どちらでも良いのですか？	質量で5%を超えないように事前にキャリブレーションするなど方法で確立しておけば、どちらでも構いません。
63	一定量を添加する方法 回収骨材について、5%置換を実際行うとして、新骨材が10tの場合500kg丁度じゃないとダメですか？ダンプトラックの受入が1台1台違うと置換率を変更しないとダメになり、管理しにくいので。ダンプトラックの受入が1台、1台違うと、置換率を変更しないとダメになり、管理しにくいのでどうでしょうか？	5%以下となればよく、丁度でなくても構いません。管理状態が確認できるようにしておく必要があります。
64	回収骨材の添加はB,C上でする場合には、BC上に流れている材料上に振りかけるようにしなければいけないのでしょうか？	上乘せとなります。
65	レディーミクストコンクリート ・納入書のレイアウトが変更になるが切替時期や移行期間はどうか ・回収骨材を使用していない場合、回収骨材置換率の欄は空欄でいいのか、「—」など必要か。	6ヶ月間の猶予期間が設定されています(9月19日まで)。 空欄で構いません。
66	回収骨材を使用しない場合、配合計画書の回収骨材置換率に記入するのに空白でもよいのか。	
67	回収骨材の使用に関して、A方式を行う場合、納入伝票への記入は不要になるのでしょうか？ ・回収骨材を使用しない場合は、納入伝票の回収骨材欄が無くてよいのでしょうか？ ・納入伝票のレイアウト変更が間に合わない場合、他の空いているスペースに回収骨材置換率を印字する様な方法でも許容していただけるのでしょうか？	9月20日以降は、新様式に切り替えることが必要です。
68	回収を使用しても伝票の配合の種別は通常通りでいいか？ 例)通常使用が 50:50 の骨材に対して回収は 40:40:20でないといけないか？ 50:30:20、30:50:20はOKか？ リンクする内容→置き換える予定の骨材の微粒分量以下でよいのか？ 同月の試験結果と比較するののか？	元の配合の場合と同等の粒度となるように、混合比率を確認しておく必要があります。
69	回収骨材が出荷途中で在庫が、なくなる場合もあるわけで、納入書の表示は？ B方法の場合、納品書の出荷累計(現場別)数量が配合登録No.を変化せざるおえない為に0m ³ からのスタートとなる。打設業者が混乱！	配合を変えないような配慮が必要と考えられます。
70	JIS A 5308の納入伝票はいつから変更できますか？	社内規格を標準化して、登録認証機関に申請してください。
71	回収骨材の取扱いについて 配合計画書、納入書 回収骨材を使用しない場合配合計画書及びレディーミクストコンクリート納入書ではどのように表記すべきか。	回収骨材を使用しない工場であれば、回収骨材欄に記入する必要ありません。
72	回収骨材について 納品書および配合計画書には、回収骨材が不使用であっても”A方法”と記入しなければならないのか？	
73	回収骨材を使用する場合の表記の方法は、配合計画書、納入書について また、粒度区分(例えば20mm、40mmなど)の表記は必要ないか。	必要はありません。
74	回収骨材を使用する場合の配合計画書、伝票の提出の方法 回収骨材を使用しない日と使用する日がある場合計画書は2種類提出するのか。 また1日の内で途中で回収骨材が切れた場合伝票は変える必要があるのか(回収骨材の表記)	回収骨材は、発生量が一定でないため、在庫が切れる場合も想定されますが、回収骨材の使用の有無毎に配合計画書を用意する必要はありません。
75	回収骨材使用、未使用の場合が生じるわけで、各々必要でしょうか？	
76	8.5回収骨材の取扱い 回収骨材の置換率が0の場合に配合計画書にA方法、納入書に5%以下と記入してもよろしいのでしょうか	
77	回収骨材を使用しない場合でも納入伝票や配合計画書の書式を変更する必要ありますか？ 回収骨材の管理は回収骨材を使用してから100m ³ で管理することになっていますが毎回回収骨材を使用しない場合は、使用している期間だけの管理でよろしいのでしょうか？	回収骨材を使用しない場合でも納入伝票や配合計画書の書式は、改正版に変更しなければなりません。回収骨材を用いたコンクリートは、100m ³ の出荷する毎の管理が必要となります。

No.	質問内容	回答
78	回収骨材を全く使用する予定が無い場合でも「納入書」、「配合計画書」の様式を変更する必要はありますか？ 回収骨材をごくまれに使用する場合、回収骨材の使用方法をA法と記入しても良いですか？	様式を変更することが必要です。
79	回収骨材の表面水率は管理する必要はないのか？	B方法では、表面水率の管理が必要となります。A方法でも添加後の骨材について表面水率を測定することになります。
80	A方法(回収骨材5%以下)の場合 表面水率の算出上用いる密度の考え方は？例えば5%と仮定した時の机上計算値で良いか？	計算値で構いません。
81	回収骨材の利用：特に細骨材の回収骨材で微粒分は少なくなるのでしょうか？それともスラッジなどの影響で多くなるのでしょうか？少なくなる場合でB法など多量の使用法の場合、石灰石微粉末やフライアッシュなどで、微粒分の補てんは必要とはならないのでしょうか？	回収骨材の使用した場合、スラッジ固形分の影響を受けて微粒分は増加することが考えられます。これらは、洗浄の用いる水やその工程など、工場毎に異なると思われるので、予め確認しておくとい良いでしょう。
82	回収骨材の微粒分について、原骨材を上回らないようにということだが、これは規格値か、あるいは実測値に比べてということなのか。	
83	8.5 回収骨材の取扱い “新骨材の微粒分量を越えてはならない”とあるが回収骨材の微粒分量の上限値は、新骨材の受け入れ検査結果より決定されるのか？ その場合、上限値は変動するものと考えてよいのか？	
84	8.5c)回収骨材の微粒分量として具体的例として、砂3.0%以下の新骨材の場合、回収骨材も3.0%以下であれば良いと解釈してよいのか？	
85	新骨材の微粒分量は規格値、試験値どっち？ 混合使用の場合は？	社内規格における受入管理規定値との比較を前提としています。
86	・回収骨材の微粒分量試験は新骨材と置換した、もので検査するのか。 あるいは回収骨材のみで検査するのかどちらでしょうか？	
87	回収骨材の微粒分量の規定値は未使用の骨材を越えてはならないとなっていますが、規定値は、実試験値？それぞれの骨材規定値以下？ 社内規定以下のいずれになるのでしょうか？ 具体を示していただいた方が良いと思われます。	
88	回収骨材の微粒量について新骨材の微粒量を越えないとありますが新骨材の微粒分量とは直近の値ですか？ 過去の実績値(1年用とか)ですか？規格値ではいけないのでしょうか？ テキストP21の測定結果では吸水率と微粒分量が新骨材を越えています。 微粒分量だけが新骨材を越えてはいけないのはなぜですか？ テキスト21ページの実験結果について微粒分量が新骨材を越えているのに、それを用いてコンクリートに関する実験を実施したのですか？	規定内容は実験結果だけでなく、総合的な判断の結果です。回収骨材における微粒分量の測定の目的は、固結などの悪影響を排除するため、スラッジ固形分の残留の程度を把握すると解釈してください。
89	回収骨材の品質試験は従来の骨材(新骨材)の試験と同じ項目、試験方法と考えて良いのでしょうか？	微粒分量試験のみです。
90	回収骨材の品質について：使用される骨材が多種(例えば、砕砂、高炉スラグが細骨材、碎石と高炉スラグ骨材量)の場合は、密度・吸水率の変動が大きくなると思いますが、その場合の密度・吸水率および粒度の検討はされているのでしょうか？	A方法の場合は、5%以下であり、問題ないと判断しました。
91	環境ラベルでRHG30%とあるがOKか？20%までがOKでは。	再生骨材Hは、使用量の上限はありません。
92	環境ラベルの表示でフライアッシュなどの混和材を結合材として使用しない場合(セメントの外割使用)でもFA/(C+FA)での使用割合で表示すればよいですか。それともFA/Cの計算になりますか。	結合材に対する比率を示します。
93	環境ラベルを表示する場合 RHG/RW1.2/FA IIは1セットでしょうか？ 例えば再生骨材を使用せず上澄水を使用しフライアッシュをセメントの内割で使用した場合RHG(0%)/RWI(100%)/FA II(15%)との表記となるのか、RWI(100%)/FA II(15%)だけの表記となるのか、1つでも使用しない場合表示は出来ないのでしょうか？	規格票に掲載されているのは例です。 表12に規定されているリサイクル材のうち、使用したのもののみについて、記号と使用比率を記載して下さい。
94	メビウスマークは、JIS外品で使用する時も使用(納品書にマーク)して良いのですか？(社内規格に標準化していない場合は)JISマークを削除、JISを標準化している材料の場合の時だけメビウスマークを使用するのでしょうか？	JIS外品については、対象外です。
95	RHGとか、RW2もしくは1などと言う表記は非常に解り難いと感じます。日本で日本企業がムダに英字を使うのはいかがなものなのでしょうか？ 業界自体が欧米文化にうとい中で必要なのでしょうか？ スラッジ水、固形分率2.5%の表記ではダメなのでしょうか？ 理由、考えをお聞かせ願います。	限られたスペースに掲載できるように、記号を用いて記入することとしております。

No.	質問内容	回答
96	ISOでの場合は、どの程度厳密性が要求されているか。当初は極めて厳しかったがのちにゆるくなったような印象がある。現在はどうか？	ISOとの整合の程度については、経済産業省の方針に従っております。
97	今回、JIS A 1126が削除されましたが、生コンでは実用ではないとのことでしたが、軟石がまじっている場合は品質に、支障はないと考えてよいのか。(規定値スリヘリをうけるヶ所(コンクリート舗装で使用する場合))	この試験方法によって、軟石を検出、排除できる可能性は低いと判断され、試験方法の廃止に向けて、JIS A 5308からの引用の必要性について検討するよう要請がありました。
98	附属書A(規定)レディミクストコンクリート用骨材 A.9.2 2) 砕砂、再生骨材H若しくは砂 2.2)ただし、いずれの場合も砕砂又は砂から供給される・・・砂にあつては10%以下、砕砂及び再生細骨材HIにあつては15%以下でなければならない。 タイトルの2)には”再生骨材H”と記され、また 2.2)の後半にも”再生骨材H”と記されている。文章の構成から”再生骨材H”の欠落していると思われる。	次回の改正時に検討します。
99	最近骨材の枯渇の為、生コンクリート用骨材として天然骨材(砂、砂利)の場合が難しい。その代わり碎石、砕砂の利用が多いそのため将来骨材の統一は考えているのでしょうか？ レディミクストコンクリート(JIS A 5308)とJIS A5005(碎石、砕砂)	JIS A 5308の改正原案作成委員会では、これまで検討しておりません。
100	P93 JIS A 1126とJIS A 1141の試験が廃止になるということは、それらの許容値がなくなり、試験をしなくてということですか？	これらの試験方法については、引用規格から外し、附属書Aの表A.4から削除しましたので、試験は実施する必要ありません。
101	スラッジ固形分率1%未満の場合、全量スラッジ水を使用とあるが高濃度スラッジ水でスラッジ水槽の容量の関係で1%未満にならない場合、使用できない(1%未満では)のか？(スラッジ濃度を調整不可の場合)	附属書c)6.2 b)による運用はできません。同a)に基づく管理を適用すれば、固形分率が1%を下回っても問題ありません。
102	スラッジ固形分率1%未満の運用はバッチ濃度調整方法のみ認められているが例えば連続濃度測定方法(スラッジ水貯槽のみ)であつて、スラッジ水貯留槽をスラッジ水濃度調整として、運用管理できるシステム(終日(始業時から終業時)、スラッジ水貯留槽への洗浄水等の混入がないように、1次タンク等に洗浄水等を保管できるシステム)を構築できれば、1%未満の運用(バッチ濃度調整方法同様)は可能でしょうか？(この場合、スラッジ水貯留槽へ上澄水、清水等で濃度調整することが前提とする)	
103	P46. 練混ぜ水 各試験におけるスラッジ水の濃度を5.9%から5.7%に修正した。記述で5.9%→5.7%の根拠をわかりやすく示して下さい	規定内容に従って計算すると、スラッジ固形分率3%に相当するスラッジの濃度は5.7%となります。
104	84・85附属書C練混ぜ ここで述べられている運用方法は「低純度スラッジ水」を適用した場合で、例えば目標固形分率0.9%で固定した管理の時は今まで通り納入書・計画書共に「0.9%」の記入でよろしいのでしょうか？それとも一括1%未満としなければならないのでしょうか？ 90(83②)スラッジ固形分率の限度(附属書C 練混ぜ水②)連続濃度測定方法でのスラッジ固形分率1%未満の運用は出来ず、とあるが、ここで言う※の文面が理解しがたいので、詳細の説明が欲しい。	
105	バッチ濃度調整方式で目標固形分率を例えば0.9%に設定して演算によって使用した場合の標記は「目標固形分率0.9%」ではいけないのか？ 1%未満でバッチ濃度調整方式の場合は全て低濃度スラッジ水法にしなければならないのか？(演算方式ではだめなのか?)	
106	低固形分(1%未満のスラッジ固形分)を使用するについて、従来のスラッジ(例0.8%固形分)を用いて使用した場合、表示は1%未満として記載し、使用成分は従来どおりの目標値で使用して良いのでしょうか？(全量スラッジ水使用は練り混ぜ水の全量に使用しとあるが従来だと0.7%固形分に該当するスラッジ水を計量しその他は地下水を計量して目標値をクリアした使用方法であるがよろしいのでしょうか？) 環境ラベルのRW2の1%未満はどの様な表記でしょうか？	目標スラッジ固形分率が0.9%の管理で問題ありません。 この場合、配合計画書における目標スラッジ固形分率の欄には、1%未満ではなく目標管理値を記入してください。 低濃度スラッジ水法によるスラッジ固形分率を1%未満で運用する場合は、濃度を把握済のスラッジ水を全量使用(微計量水を除く)することが要点となります。
107	ページ45(スライドNo.90)のC.6.2スラッジ固形分率の限度の※印の箇所について 「目標スラッジ固形分率を1%以下で使用する場合、連続濃度測定方法(水槽1つ)でもよいとのことか？	
108	現行スラッジ水使用時に、スラッジ水、地下水、上澄水の伴用使用の場合には、濃度調整槽の設置が必要であるのか？	
109	スラッジ固形分率1%未満の場合バッチ濃度調整に限る。 連続濃度測定法でバッチ毎の管理を行うことで1%未満で使うことができる。上記の2文章の矛盾があり、わかりません	
110	目標スラッジ固形分率1%未満での運用について ①1%未満とは0.9%~0.1%と変動しても良いのでしょうか？ ②連続濃度測定方法において、固形分率0.8%として使用することができるのでしょうか。	①当日に出荷する配合のうち、最小のセメント量で、かつ最大の単位水量においても1%を超えないように、スラッジ水の濃度を調整することが必要となります。 ②No.101参照
111	軽量型枠は、(内径、内高)の寸法は型枠で計って良いのですか？	JIS A 5308では供試体で測定することになっております。

No.	質問内容	回答
112	<p>国際統合化について日本以外の諸外国はどの程度地域レベルで統合化されているのでしょうか？例えばヨーロッパではイタリア以外は統合化されているとか。またTPPにより海外企業が生コン業界に参入してきた場合日本の規格は日本の企業のみでしか通用しなく、規格のゆるい海外企業に荒らされないかという懸念はいかがお考えでしょうか？生コン業界としてのISDSの問題についての対策です。よろしくお願ひします。</p> <p>解について非常に興味があるのでmailでも構いませんのでお考えをお聞かせ願ひます。自分としては、TPPの問題は のみならず、どの業界についても危機感を持ち、日本が日本企業を守る為にしっかり対策を講じるべきで、政府に業界としても働きかける事が必要だと感じています。</p>	<p>JIS A 5308のこれまでの改正原案作成委員会では、情報収集を行っておりません。</p>
113	<p>今回の改正の公示日と猶予期間の設定はあるか？</p>	
114	<p>A5308改正に猶予期間はあると言われてましたが本文に記載されると言うことでよろしいですか？</p>	
115	<p>JIS A 5308の2009,2011との併用期間を明確に示してください</p>	<p>経過措置期間は、規格票の「まえがき」に記載されたとおり、本年9月19日です。</p>
116	<p>経過措置期間の具体期日はいつまででしょうか？(内容含め) 回収骨材(B方法)計量計算結果について</p>	